

【中国】体育法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2022年6月24日改正の体育法は、体育強国を実現するため、全国民の身体を強化し、学校体育を充実させ、職業・産業としてのスポーツを活性化する等の規定を整備した。

1 体育法改正の背景と経緯

中国では1970年代後半以降、体育事業の改革が進められ、1995年に、学校体育、競技体育、体育団体等を規定する体育法¹が制定され、国民の身体強化や健康増進のための国務院「全民健身」計画²が発表された。以降、関係法規³の整備や後継計画の策定が進められてきた。

習近平政権は、2017年の中国共産党第19回党大会で「体育強国」を国家目標とし、「全民健身」を国家戦略に位置付けた⁴。2018年、全国人民代表大会常務委員会の第13期（2018～2023年）立法計画で体育法改正が明記され、2019年の国務院「体育強国建設綱要」⁵等の内容も踏まえ、2020年11月から改正作業が進められた⁶。2022年6月24日、スポーツの産業育成・仲裁等の内容を加えた改正体育法⁷が同常務委員会会議で可決公布、2023年1月1日に施行された。

2 改正体育法の概要

(1) 章構成

全12章122か条から成る。第1章：総則（第1条～第15条）、第2章：全民健身（第16条～第23条）、第3章：青少年及び学校体育（第24条～第38条）、第4章：競技スポーツ（第39条～第52条）、第5章：反ドーピング（第53条～第60条）、第6章：体育組織（第61条～第68条）、第7章：スポーツ産業（第69条～第76条）、第8章：環境条件（第77条～第90条）、第9章：スポーツ仲裁（第91条～第100条）、第10章：監督管理（第101条～第108条）、第11章：法的責任（第109条～第119条）、第12章：附則（第120条～第122条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月5日である。

¹ 「中华人民共和国体育法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY4MmZmOTA5Nzk%3D>> 2016年11月7日改正・施行。全8章54か条から成る。

² 第1期計画は1995～2000年にかけて実施された。現在は2021～2025年までの5か年計画が実施されている。「国务院关于印发全民健身计划（2021～2025年）的通知」2021.8.3. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/03/content_5629218.htm>

³ 関係する行政法規（憲法や法律に基づき国務院がその行政権限の範囲で制定する。）には、主に次のものがある。「全民健身条例」『国务院公报』2016・2増刊 2016. <http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5139426.htm> 2016年2月6日改正・施行；「学校体育工作条例」中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/25/content_5574224.htm> 2017年3月1日改正・施行；「反兴奋剂条例」中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/27/content_5574727.htm> 2018年9月18日改正・施行

⁴ 「习近平：决胜全面建成小康社会 夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利——在中国共产党第十九次全国代表大会上的报告」2017.10.27. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhuanti/2017-10/27/content_5234876.htm>

⁵ 2020年、2035年、2050年までに達成すべき中長期目標を示し、全民健身のほか、競技スポーツやスポーツ産業の強化等を政策課題とした。「国务院办公厅关于印发体育强国建设纲要的通知」2019.9.2. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-09/02/content_5426485.htm>

⁶ 「关于《中华人民共和国体育法（修订草案）》的说明——2021年10月19日在第十三届全国人民代表大会常务委员第三十一次会议上」2022.6.24. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/ef76f5aa9e0f49f081c1ba37f998d501.shtml>>

⁷ 「中华人民共和国体育法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4MThOTBlNzAxODE5NDg1YTk2YzAxOTI%3D>> （中華人民共和国主席令第114号）

(2) 総則（第1章）

本法は、中華の体育精神・体育文化の宣揚、醸成等を制定目的とする（第1条）。国は、体育活動に参加する公民の権利を守り、未成年、女性、高齢者、障害者等に特別な保障を与え（第5条）、体育・教育の融合、学習・鍛錬の調和、身体・人格両方の重視を堅持し（第10条）、オリンピック精神を発揚し、国際スポーツへの参加を支援する（第14条）。

(3) 全民健身（第2章）、青少年及び学校教育（第3章）

全民健身を国の戦略として実施し（第16条）、全民健身計画を推進し、体育鍛錬の基準を制定し、実施し（第18条）、全民健身を指導する社会体育指導員制度を実施する（第19条）。

学校は、体育の授業を十分確保し（第26条）、運動会を開かなければならず（第28条）、体育指導員を置くことができる（第31条）。国は、体育を中等教育の試験範囲に含める（第29条）。幼稚園等は、就学前児童の特質に合った体育を行わなければならない（第34条）。教育・体育部門は、青少年を体育活動に参加させ、近視・肥満等を予防するものとする（第36条）。

(4) 競技スポーツ（第4章）、反ドーピング（第5章）

国は、アスリートが教養教育を受ける権利を保障する。体育・教育部門は、義務教育段階のアスリートが義務教育を修了することを保障するものとする（第44条）。各級政府は、引退したアスリートに対する職業技能訓練及び社会保障を強化する（第47条）。

国は、スポーツにおけるドーピングを禁止する。いかなる組織及び個人も、スポーツ参加者に禁止薬物を使用させ、又は提供してはならない（第53条）。国務院体育行政部門は、禁止薬物リストを公開する（第56条）。国は、反ドーピング機構を設立する（第57条）。国は、国際条約に基づき、反ドーピングの国際協力を進め、国際義務を履行する（第60条）。

(5) スポーツ産業（第7章）

国は、スポーツ産業発展計画を策定する（第69条）。国は、スポーツ用品製造業のイノベーションを支援し、健康・レジャー、トレーニング等のサービス産業を育成し（第71条）、プロスポーツ発展の方法を開拓し、アスリート等のプロ化を支援する（第72条）。国は、スポーツ産業に対する寄付等を奨励する。財産寄付等をした者は、税制上の優遇を受ける（第78条）。

(6) 環境条件（第8章）

居住区の建設・拡大等の際には、住民のフィットネス用体育施設を計画し、建設しなければならない（第83条）。国は、体育公園の設置を推進し（第85条）、遊休資産を体育施設として用いることを奨励する（第86条）。国は、アスリート向けの傷害保険制度等を構築整備する。危険度の高いイベントの実施者等は、参加者に傷害保険をかけなければならない（第90条）。

(7) スポーツ仲裁（第9章）

国は、スポーツ仲裁制度を構築する（第91条）。国務院体育行政部門は、スポーツ仲裁委員会を設立する。同委員会は仲裁員名簿を作り（第93条）、仲裁裁判所制度を実施する（第94条）。裁決書は発出日から有効となり、裁決後の再度の申立ては受理されない（第97条）。緊急処理が必要なスポーツイベントの紛争には、体育仲裁特別手続を適用する（第100条）。

(8) 監督管理（第10章）

県級以上の人民政府の体育部門は、スポーツイベントを監督し、会場を实地検査する。イベント主催者は、安全保護義務を履行しなければならない（第102条）、危険度の高いイベントの開催時は、相応の資格等を持つ専門技術員を配置する等の条件を満たし、地方政府の体育部門に申請しなければならない。申請を受理した部門は、30日以内に实地検査を行う（第106条）。